

中小漁業経営支援協議会について

18水管第4222号
平成19年3月30日
水産庁長官通知
一部改正
20水管第1534号
平成21年1月13日
水産庁長官通知

漁船漁業構造改革総合対策事業実施要綱（平成19年3月29日付け18水管第4158号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第3の1の（2）のオの中小漁業経営支援協議会の設置について、下記のとおり定めたので、事業の実施につき遺漏のないようにされたい。

記

第1 目的

中小漁業経営支援協議会（以下、「協議会」という。）は、改革計画に参加しようとする漁業者の経営の改善計画又は再建計画について、経営の専門家が計画策定支援及び実行指導を行い、計画の実効性、迅速性をより高めることを目的とする。

第2 協議会

1 組織

- （1）協議会は、地域プロジェクト運営者（実施要綱第3の1の（2）に規定する「地域プロジェクト運営者」をいう。以下同じ。）の役員及び株式会社日本政策金融公庫、漁業系統金融機関、銀行その他の中小漁業者の経営を支援する機関の役員又は職員から地域プロジェクト運営者が任命する委員をもって組織するものとする。
- （2）協議会の委員は、3名以上でなければならないものとする。
- （3）協議会に会長一人を置き、委員のうちから委員の互選によってこれを定めるものとする。
- （4）会長は、協議会の会務を総理するものとする。
- （5）協議会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合における会長の職務を代理する者を定めておかなければならないものとする。
- （6）委員の任期は3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- （7）委員は、再任されることが出来るものとする。
- （8）地域プロジェクト運営者は、委員が破産の宣告を受け、又は禁固以上の刑に処せられたときは、その委員を解任しなければならないものとする。
- （9）地域プロジェクト運営者は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認め、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができるものとする。

- (10) 協議会は、別紙様式例 1 を参考に協議会の設置要綱を、別紙様式例 2 を参考に中小漁業経営支援計画書を、それぞれ定めるものとする。
- (11) 協議会に、支援業務部門を置くものとする。
- (12) 支援業務部門は、税理士、中小企業診断士、金融機関出身者等経営指導の専門家であって、中小漁業経営支援事務に係る実務経験又は学識経験を有する者のうち、中立・公正な立場を維持できるものとして地域プロジェクト運営者が任命する者（以下「漁業経営アドバイザー」という。）をもって組織するものとする。

2 手続き

- (1) 地域プロジェクト運営者は、協議会を設置しようとするときは、別紙様式例を参考に、下記の書類を作成し、別紙様式第 1 号により事業主体（実施要綱第 2 に規定する事業主体をいう。以下、同じ。）を經由して水産庁長官に申請し、その承認を受けるものとする。

ア 協議会設置要綱

イ 中小漁業経営支援計画書

ウ 協議会委員名簿及び漁業経営アドバイザー名簿

- (2) (1) の申請は、漁船漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 水管第 4 2 2 1 号水産庁長官通知。以下「実施要領」という。）第 3 の 2 の (2) のエの地域プロジェクト運営事業の実実施計画の申請と同時に行うことができる。その場合、当該地域プロジェクト運営事業の実実施計画に、この協議会に係る事項についても記載するものとする。
- (3) 地域プロジェクト運営者は、協議会設置要綱、中小漁業経営支援計画書、漁業経営アドバイザーを変更しようとするときは、水産庁長官の承認を受けるものとする。
- (4) (3) の変更及び承認の手続きは、(1) に準じて行うものとする。
- (5) 地域プロジェクト運営者は、協議会委員を変更したときは、遅滞なく事業主体を經由して水産庁長官に報告するものとする。
- (6) 水産庁長官は、必要と認めるときは、(1) の規定により承認を受けた協議会に対し、業務の運営の改善に必要な措置を講ずるよう指示するものとする。
- (7) 水産庁長官は、(6) の規定による指示を受けた協議会がその指示に従わない場合には、(1) の承認を取り消すことができるものとする。

第 3 協議会の業務等

- 1 協議会は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 地域プロジェクト運営者が行う中小漁業経営支援業務の具体的内容、実施体制の確保その他の中小漁業経営支援業務の遂行に関する重要事項の審議及び決定
 - (2) 地域プロジェクト運営者に対する専門的な助言
- 2 支援業務部門は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和 51 年法律第 43 号。以下「漁特法」という。）に基づく改善計画又は再建計画の策定指導
 - (2) 漁特法に基づく改善計画又は再建計画の実行状況の把握及び指導
 - (3) 中小漁業者の債務に係る金融機関等の利害関係者との調整
 - (4) 指導状況の協議会への報告

- (5) 中小漁業者の地域プロジェクトの実施に係る相談又は指導
- (6) 株式会社日本政策金融公庫資金等融資の利用に関する指導・助言
- 3 地域プロジェクト運営者の役職員その他協議会の事務に関わった者、協議会委員若しくは漁業経営アドバイザー又はこれらの職にあった者は、支援案件の処理に関し、中小漁業者、金融機関等から入手した支援対象者に係る財務資料等の情報を厳格に管理するとともに、その職務上知ることができた情報を漏らし、又は盗用してはならないものとする。

第4 その他

- 1 協議会に係る毎年の事業計画、事業実施結果報告の取り扱いについては、実施要綱第3の2の(2)のイからカに定めるところによるものとする。その際、協議会に係る事業実施結果報告は、別紙様式第2号による中小漁業経営支援協議会活動報告書を添付して行うものとする。
- 2 協議会に係る助成金の交付については、実施要綱第3の1の(2)に定めるところによるものとする。

附則 この通知は、平成19年4月1日から施行する。